



笹 淵 賢 吾 議員

南関町長に「産業廃棄物最終処分場建設反対」の申し入れを！

問 南関町に建設が計画されている産業廃棄物最終処分場建設について南関町長は建設容認を発言している。建設予定地の地域住民は反対の態度を表明し、内田、長小田地区住民もこれまで反対してきた。町長はこの地域住民の立場に立つて南関町長に会談を行い反対するよう申し入れるべきだと思うが、その考えはあるか。

答 (町長) その必要性があると私自身が判断したらしい。

町民の意見を尊重する産業廃棄物審議会設置条例の制定を

問 最終処分場の建設は、廃棄物処理法に基づいて行われている。この法律で最終処分

場を設置しようとする財団、事業所などは都道府県知事の許可を受けなければならないとなっており、許可を受けようとするものは氏名、住所、設置場所、種類などの申請書を提出しなければならない。その申請書には、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての結果を記載した書類、いわゆる環境アセスメントを添付しなければならない。申請があつた場合、県知事は申請年月日、縦覧場所などを告示し一月間公衆の縦覧に供しなければならない。県知事は産業廃棄物処理施設の設置に関し、生活環境の保全上関係がある市町村長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聞かなければならない、となつている。南関の上田町長の受け入れ表明はこういう順序になつておらず法律のもとでされていない。廃棄物処理法に基づいて、南関町には南関町産業廃棄物審議会設置条例があり、町長に意見が求められた場合、南関

町産業廃棄物審議会では町民の生活環境の保全のため必要な指導及び意見の調整を図ることになつている。和水町でも法律に基づいてこの条例を作つて話し合いを行い県にもきちんと意見を言うことが大事だ。

答 (町長) 県の環境調査の結果は5月か6月にこちらに提示されるので意見を述べていくが、産業廃棄物審議会を本町でも作らなければならないのか、担当課で検討させ、安心安全を確認していきたい。

元気村経営は抜本的改革を

問 指定管理者制度のもとで株式会社肥後元気村は平成24年3月まで町と契約していたが、赤字の増加で経営が困難になつたとして指定管理者を今年の3月31日で辞退することを町長に報告している。経営困難になつた根本的原因について伺う。またその原因や経営状況については日常的に把握されていたか。

答 (町長) 赤字の原因は、経済状況の悪化による入館者の

減少、周辺の類似施設の乱立などが考えられ、会社としてホームセンターサンコーへの出店、送迎バスの譲受による顧客の拡大等を図つてきた。今日の状況は把握していた。

問 サンコーの売り上げとその中の町内生産者の売り上げ比率はどうなっているか。

答 (事業課長) 昨年6月36万

円、7月202万円、8月216万円、9月203万円、10月286万円、11月242万円、12月275万円、今年1月185万円となつている。町内生産者の売り上げ比率は、8月47%、9月58%、10月49%、11月38%、12月56%、1月54%で、町内以外は町外からの仕入れや弁当などとなつている。

問 町が全額出資している元気



抜本的な改革が待たれている(株)肥後元気村

村の借金は合併後膨らんでいるが、どう解決するのか。

答 (町長) 合併後5年間、今年1月末現在で1、419万の借金が増えた。その内22年度の11ヶ月で1、155万円のマイナスになつている。解決策は明日全員協議会で示し従業員が路頭に迷わないようにしたい。